

寒川町下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。 ～略～	～略～ （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>